

令和元年7月22日
原子力安全対策課
(31-09)
<15時00分資料配付>

高速増殖原型炉もんじゅの
廃止措置計画の変更認可申請に係る事前連絡について

本日、県は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、「高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定書」第3条の2に基づき、もんじゅの廃止措置計画の変更認可申請について、別添のとおり連絡を受けた。

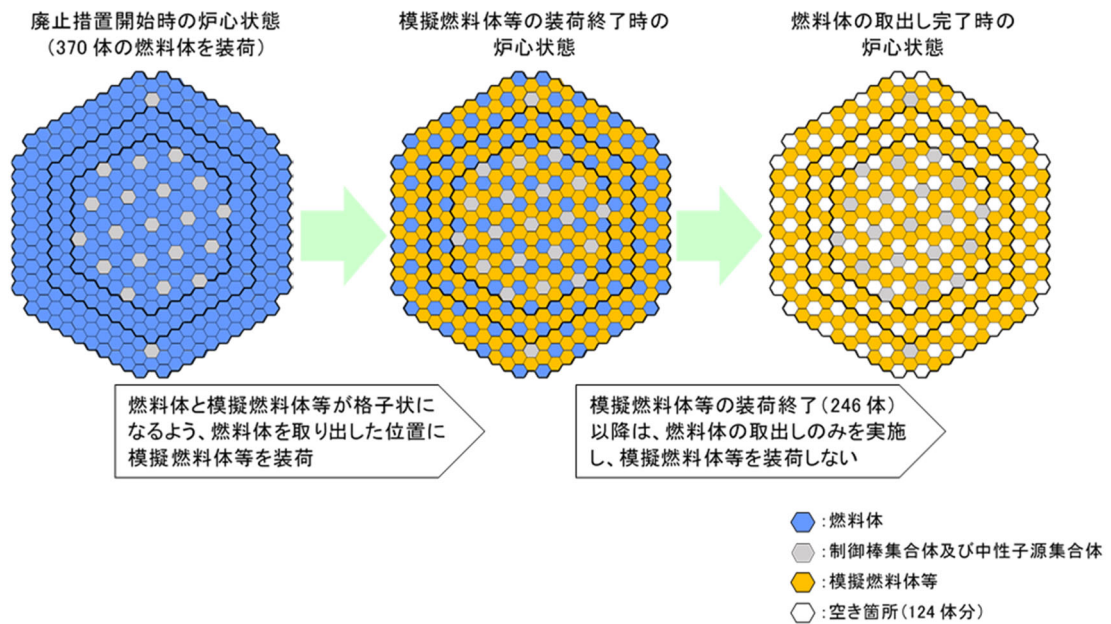
<別添> もんじゅの廃止措置計画変更認可申請の概要
(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)

問い合わせ先 (担当:内園)
内線 2362・直通 0776(21)0315

もんじゅ廃止措置計画変更認可申請の概要

1. 模擬燃料体の部分装荷

放射性廃棄物発生量の低減等の観点から、炉心に装荷している燃料体の取出し箇所の一部について模擬燃料体を装荷しないこととする。



2. その他

今後、燃料体を缶詰処理しないとしたことから、性能維持施設のうち、燃料缶詰装置及び缶詰雰囲気調整装置の維持期間を「炉心等から燃料体を取り出すまで」から「2018年度の燃料体の処理完了(2019年1月)まで」に見直す。

以上